平成２５年（フ）第８８２号
広島県廿日市市佐方２丁目９番19号、前住所広島市佐伯区五日市１丁目６番36号
債務者　平田　剛伸
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　誠一
4　破産債権の届出期間　平成25年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０６号
広島県東広島市黒瀬町丸山305番地６
債務者　堀江　郁子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　破産債権の届出期間　平成25年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８号
兵庫県たつの市龍野町片山613番地１
債務者　石井　久子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　破産債権の届出期間　平成25年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１３７号
広島県呉市宮原13丁目11番15号
債務者　宮下　信義
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西岡　哲也
4　破産債権の届出期間　平成26年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３３１号
愛知県小牧市堀の内４―87―１　ＶＡＬＯＩＲ３階３Ｄ、住民票上の住所愛知県一宮市奥町字堤下二96番地
債務者　川瀬　孝温
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　尚武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４０３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目592番地３トーカンマンション谷山中央806号
債務者　鳥巣　淳一
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前９時45分
5　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６６４号
仙台市若林区蒲町22番10号　サンマルコ203
債務者　黒田　恵美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安西　文衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５１０号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目３番406号
債務者　吉田　准子（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　透
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３８１号
新潟市中央区関屋恵町９番３号　ケイスタハイツＡ102号
債務者　棚橋　幸夫
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４４号
新潟市西区小針６丁目35番12号
債務者　三林美代子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５３号
大津市稲葉台６番23号
債務者　井上　広太
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１７号
滋賀県甲賀市水口町山3858番地241
債務者　大橋喜代司
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北谷　共衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３３６号
大阪府寝屋川市高宮１丁目４番10号
債務者　田中　博之
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９１２号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目１番15号
債務者　田中　照美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保貴彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７２号
和歌山市古屋410番地の７
債務者　川野　喜洋
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　行正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５４６号
岡山市南区当新田86―１エメラルドマンション芳泉Ⅱ605、住民票上の住所岡山市南区当新田86番地１
債務者　前岡　**荘**五
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　宗茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部